

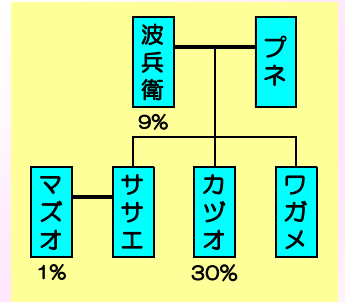
# 財産評価 ～取引相場のない株式④～

前は同族株主がいるケースを見てきました。同族株主とは、株主の一人とその同族関係者の持ち株割合が30%以上である場合のその株主と同族関係者を言いましたね。今回は、同族株主がいないケースです。

《・・・その前に少しだけ前回の補足》

前回の最後の具体例で、なぜマズオが例外的評価になるのか問い合わせが殺到したので簡単に解説します（読み飛ばしていただいても結構です）。

【図1】をご覧ください。波兵衛を基準とした中心的な同族株主の判定（定義は前回の※1参照）は、直系血族であるカツオと1親等の姻族であるマズオを含むため  $9\% + 30\% + 1\% = 40\% \geq 25\%$  となります。同じくカツオから見た場合は  $30\% + 9\% = 39\% \geq 25\%$  となり、いずれにしても中心的な同族株主のいる会社となります。一方、マズオから見ると波兵衛は一身等の姻族ですがカツオは2親等の姻族となるため含めず、  $1\% + 9\% = 10\% < 25\%$  となりマズオ自身は中心的な同族株主ではありません。したがって、例外的評価方式となるということです。



【図1】

### (3) 同族株主がいない場合

本題に戻りまして同族株主がいないとは、全ての株主グループが**30%未満**ということです。つまり、全グループが決定的な株式数を有しているわけではありませんが、その中でも会社に対して影響力が大きい人は原則的評価方式、そうでない人は例外的評価方式で評価します。同族株主と同族関係者の定義は、前回と同じです。

- ① 同族株主がいない場合、**15%以上**所有している株主グループは原則的評価方式となります（一部の株主は②の判定により例外的評価に）。同族株主がいる場合はこの割合が30%以上でしたね。大きな株主グループがいない中で、15%以上所有している株主グループは影響力があると考えからです。反対に、15%未満の株主グループに属する株主は全て例外的評価方式となります。
- ② しかし、①の15%以上の株主グループに属するものの、自分の持ち株割合が5%未満で、その会社に中心的な株主（※2）がいて、かつ自分がその会社の役員でない場合は例外的評価方法になります。大変わかりにくいのですが、(2)の同族株主がいる場合と違って、ここでは自分が中心的な株主かどうかは関係ありません。あくまでその会社に中心的な株主がいるかどうかで判定します。

※2 中心的な株主とは、15%以上の株主グループの中で**単独で**10%以上の株式を所有している株主がいる場合のその株主をいいます。

それでは、今回も最後は具体例です。

<b>波兵衛グループ 28%</b> (波兵衛 6%) (カツオ 18%) (マズオ※ 4%) ※役員でない	15%以上の株主グループで、波兵衛とカツオは単独で5%以上所有するため <b>原則的評価方式</b> 。マズオは上記(3)②に該当するため <b>例外的評価方式</b>
<b>イササガグループ 20%</b> (イササガ 20%)	15%以上の株主グループで、単独で5%以上所有するため <b>原則的評価方式</b>
<b>ハナサワグループ 12%</b>	15%未満のため <b>例外的評価方式</b>
<b>サグラマチ町民 40%</b> 40人※ ※それぞれ1%ずつ所有し、その全員が同族の関係でない	<b>例外的評価方式</b>

【C社】



マズオ『お義父さん、そろそろボクも役員なんかはどうかと・・・』